

fundingsync (クラウド版) 利用規約

fundingsync (クラウド版) 利用規約 (以下「本規約」といいます。) は、J Sync 株式会社 (以下「当社」といいます。) が定める不動産投資型クラウドファンディング用システム (以下「本システム」といいます。) の利用規約です。当社は、本規約に同意し、当社との間で本システムの利用に関する契約 (以下「本システム利用契約」といいます。) を締結した者 (以下「契約者」といいます。) に対し、本規約に定める条件に基づいて、本システムの機能をネットワーク経由で利用できるサービスを提供します。

第1条 (本規約の適用)

1. 本規約は、当社が、契約者向けに、本システムの利用に関する条件を定めるものです。契約者は、本システムの利用にあたり、本規約を本システム利用契約の内容とすることに合意するものとします。
2. 当社は、本システムの提供について、本規約に加えて、本システムの機能・仕様、本システムの提供等に関する条件 (以下「本付随条件」といいます。) を定める場合があります。その場合、契約者は、本規約に加えて、本付随条件もまた、本システム利用契約の内容とすることに合意するものとします。
3. 契約者は、本規約及び本付随条件に従い、本システムを利用するものとします。

第2条 (本規約の変更)

1. 当社は、本規約及び本付随条件を変更することがあります。当社は、この場合、変更の効力発生時期を定めるとともに、変更する旨、変更後の内容、当該効力発生時期を、30日以上予告期間をおいて、当社のホームページに掲載することにより周知します。
2. 前項の変更があった場合、契約者は、変更後の内容を遵守し、本システムを利用するものとします。

第3条 (契約の締結等)

1. 本システム利用契約は、申込者 (本システム利用契約の締結を希望する者をいいます。以下同じ。) 及び当社が本システム利用契約の成立を証する書面 (以下「本システム利用契約書」といいます。) に、申込者及び当社の双方が記名押印したときに成立するものとします。なお、申込者は、本規約及び本付随条件の内容を承諾の上、本システム利用契約を締結するものとし、当社は、申込者が本規約及び本付随条件の内容を全て承諾しているものとみなします。
2. 本システムの利用が可能となる日 (以下「本システム利用開始日」といいます。) は、本システム利用契約書において定めるものとします。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本システム利用契約の締結を拒否する場合があります。この場合、当社は、本システム利用契約の締結を拒否することについて、申込者に対し、一切の説明義務及び損害賠償責任を負いません。
 - (1) 申込みに不備 (虚偽、誤記、記入漏れを含むが、これらに限りません。) があると

き

- (2) 申込者が不動産特定共同事業を行うために必要な許可等を有していないとき
- (3) 申込者が、申込み前に、当社を含むJトラスト株式会社のグループ会社との契約に違反したことがあるとき
- (4) 第25条に定める保証、表明に反する事実があったとき、又は、確約に反する行為があったとき
- (5) 当社の業務の遂行に支障があると当社が判断するとき、その他当社が不相当と判断したとき

第4条（契約期間）

1. 本システム利用契約は、第3条第1項に定める契約成立時から、本規約又は適用のある法令に従って当社又は契約者のいずれかが終了させるまで存続します。
2. 契約者は、本システム利用開始日から、本システムを利用することができます。

第5条（本システム利用契約の終了等）

1. 契約者は、当社に解約の申込を行うことにより、本システム利用契約を解約することができます。
2. 契約者は、解約を希望する場合、解約を希望する日の3か月（ただし、月の途中での解約はできないものとします。）前までに、当社所定の方法で当社に解約を申し入れるものとします。この場合、本システム利用契約は、契約者から当社に解約の申入れが到達し、当社が、契約者による本システムの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
3. 当社は、契約者が本規約を含む本システム利用契約に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず契約者がその違反を是正しないときは、本システム利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者に対し、何らの通知・催告を要せず直ちに本システム利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 不動産特定共同事業を行うために必要な許可等を失ったとき
 - (2) 前号のほか、監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けることにより、本システムの利用が不相当であると当社が合理的に判断できるとき
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特定調停手続開始、特別清算開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき
 - (6) 第25条に定める保証、表明に反する事実があったとき、又は、確約に反する行為があったと当社が判断するとき
 - (7) 本規約への度重なる違反があったと当社が判断するとき
 - (8) その他前各号に準ずるような本システム利用契約を継続し難い重大な事由が発生したと当社が判断するとき

5. 契約者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
6. 当社は、第3項及び第4項の定めに従い本システム利用契約を解除した場合、当社が被った損害があれば、その賠償を契約者に対して請求することができるものとします。
7. 契約者からの中途解約、当社からの解除、その他本システム利用契約終了事由の如何を問わず、当社は、契約者に対し、当社が受領した本システム利用の対価その他一切の金銭を返還しません。

第6条（本システムの提供）

1. 当社は、契約者に対し、本システム利用契約に基づいて、善良な管理者の注意をもって、契約者が本システムの機能を利用することができるサービスを提供するものとします。
2. 当社は、契約者に対し、契約者が本システムを利用するために必要となる権限情報（以下「契約者権限情報」といいます。）を付与し、本システム利用開始日までに、契約者に通知します。

第7条（本システムの利用）

1. 契約者は、本システムを利用するにあたり、当社が別に定めるシステム要件を満たすコンピュータ端末、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「契約者システム環境」といいます。）を自らの費用と責任で用意し、当社のコンピュータ設備（本システムを含み、以下「当社システム環境」といいます。）に接続するものとします。
2. 本システムは、いわゆる SaaS 型のサービスとして、契約者において、契約者システム環境から、ネットワークを経由して、当社システム環境に接続することにより利用することができるものです。また、本システムは、多数の契約者に共通した機能をもって提供されるものであり、契約者毎にその機能・仕様をカスタマイズして提供するものではありません。
3. 当社は、契約者と別途合意しない限り、本システムを、前項に定める方法以外の方法により契約者に利用させる義務を負いません。

第8条（契約者権限情報の管理）

1. 契約者は、当社から付与された契約者権限情報を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、これを第三者に知られるような態様で管理してはならないものとします。また、契約者は、契約者権限情報が、第三者に漏洩し、第三者が本システムを利用している又はその可能性があることを知った場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従った対応をとるものとします。
2. 契約者は、契約者権限情報を、契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。
3. 契約者が前二項の義務を怠ったことにより契約者に損害が生じたとしても、当社は、一切の責任を負いません。
4. 契約者は、当社から付与された契約者権限情報を、本システム利用開始日以降、自ら変更することができます。

5. 契約者に付与された契約者権限情報（契約者が変更した場合は変更後のものを含みます。）を用いてなされた本システムの利用は、全て当該契約者権限情報の付与を受けた契約者自身によってなされたものとし、当該契約者権限情報の不正利用によって契約者に損害が生じたとしても、当社は、一切の責任を負いません。

第9条（連絡担当者）

1. 契約者は、当社が、本システムの利用を可能とするために必要とする情報を、当社に提供するものとします。
2. 契約者は、本システムの利用にあたり、当社との連絡窓口となる担当者（以下「連絡担当者」といいます。）を定め、その連絡先情報（氏名、所属部署、電話番号、電子メール、その他当社が必要であると合理的に判断し求めるもの）を当社に通知するものとします。
3. 契約者は、連絡担当者を変更する場合、速やかに変更後の連絡担当者に関する情報を当社に通知するものとします。

第10条（本システムの機能、本システムの提供条件、メンテナンス等）

1. 本システムは、不動産特定共同事業法により認められている不動産投資型クラウドファンディングを契約者が実施するために用いるシステムであり、その機能は、事業者（契約者）向け機能と、契約者が行う不動産投資型クラウドファンディングに申し込む投資家（投資家となろうとする者を含み、以下「投資家」といいます。）向け機能に大別されます。
2. 本システムの事業者向け機能と投資家向け機能の一覧は別紙に定めるとおりです。なお、各機能の詳細は、別途当社が作成する取扱説明書等に記載のとおりであり、本システムの機能・仕様について、本規約別紙と、取扱説明書等の記載が異なる場合、後者が優先するものとします。
3. 本システムは、いわゆる SaaS 型のサービスであり、複数の契約者に対して同時に提供するものです。そのため、当社は、当社の合理的な裁量をもって、本システムの機能・仕様を改善、拡充、変更する権利と義務を有するものとし、契約者はこれに予め同意するものとします。当社は、当該改善、拡充、変更の内容を、契約者がアクセス可能な本システムのサービスサイト上に掲載し、その内容を周知するものとします。
4. 当社は、本システムの円滑な運営のために、当社システム環境について、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」といいます。）を実施することがあります。計画メンテナンスの実施中、契約者による本システムの利用が一時的に制限されます。当社は、計画メンテナンスを実施する場合、事前に、契約者がアクセス可能な本システムのサービスサイト上に、計画メンテナンスを実施する旨、その日時、その他計画メンテナンスに関する情報を契約者に通知するものとします。
5. 当社は、本システムの維持のためにやむを得ないと判断した場合、当社システム環境について、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」といいます。）を実施することがあります。緊急メンテナンスの実施中、契約者による本システムの利用が一時的に制限されます。当社は、緊急メンテナンスを実施した場合、速やかに、緊急メンテナン

スを実施した旨を契約者に報告するものとします。

6. 本条に定めるほか、本システム提供条件・サービスレベルは、別途当社が作成するサービスレベル仕様書（以下「サービスレベル仕様書」といいます。）に定めるとおりとします。
7. 当社は、本システム及び当社システム環境を、Amazon Web Services, Inc 及びその関連会社が提供する Amazon Web Service（以下「AWS」といいます。）上に構築し、契約者に提供します。そのため、本システム利用契約に基づいて当社が本システムを契約者に利用させる義務の履行は、AWS のパフォーマンスに依拠しています。契約者は、AWS が中断・停止した場合、本システムの利用も制限されることを、予め理解し、同意するものとします。また、Amazon Web Services, Inc 及びその関連会社が定める AWS のサービスレベル及び提供条件（将来的に変更される可能性があります。）、本規約に定める本システムの提供条件が異なる場合、前者が優先するものとします。なお、AWS のサービスレベル及び提供条件は、以下の URL アドレスをご参照ください（URL アドレスは変更される可能性があります。）。

https://aws.amazon.com/legal/service-level-agreements/?nc1=h_ls

8. 当社は、本システムの提供にあたり、次の各号に定める第三者が開発・提供するサービス（前項に定める AWS を含め、以下「第三者提供サービス」といいます。）を利用し、又は契約者によるその利用を前提としているものがあります。第三者提供サービスの中には、契約者ご自身において、別途第三者と契約していただくことが必要となるものがあります。また、第三者提供サービスが中断・停止した場合、本システムの利用も制限されることがあります。契約者は、以上の旨を、予め理解し、同意するものとします。なお、第三者提供サービスのサービス名は変更される可能性があります。
 - (1) 株式会社 TRUSTDOCK（eKYC・本人確認サービス）
 - (2) 株式会社 TREASURY（eKYC・本人確認サービス、マイナンバー管理）
 - (3) セコムトラストシステムズ株式会社（セコムあんしんマイナンバーサービス）
 - (4) GMO あおぞらネット銀行株式会社（仮想口座サービス）
9. 当社は、契約者に対し、本システムについて、本条又はサービスレベル仕様書に定める内容以外の何らの保証をするものではなく、本システムが、契約者の期待する特別の機能・性能・価値を有すること、又は契約者の特定の目的・効果・利益その他の要求を満足することを保証するものではありません。

第 11 条（ドメインの取得及び管理の委託）

1. 契約者は、本システムを用いて行う不動産投資型クラウドファンディングの運営に利用するウェブサイト用のドメイン（以下、単に「ドメイン」といいます。）の取得を当社に委託するものとします。ただし、ドメイン会社は当社が指定するものに限るものとします。
2. 契約者は、本システム利用契約期間中、前項の定めにより取得したドメインの更新手続を当社に委託するものとします。ただし、ドメインは 1 年ごとに更新されるものとします。
3. 契約者は、ドメインの取得及び更新にかかる費用を負担するものとします。当社は、当

該費用を、それが発生した月の翌月の本システム利用料(第 22 条第 1 項に定義します。)と合算して請求し、契約者はこれを支払うものとします。

第 12 条 (本システムの利用に関する問い合わせ)

1. 契約者は、本システムの仕様、操作方法等に関する質問を、連絡担当者を通じて当社に行うものとします。質問の受付・回答方法、受付時間帯・回答時間帯は、サービスレベル仕様書に記載のとおりとします。
2. 当社は、契約者システム環境自体、契約者が契約者システム環境において用いている本システム以外の他のサービス及びソフトウェアに関する問い合わせ、その他当社システム環境以外の事項に関する問い合わせやサポートは行いません。

第 13 条 (セキュリティの確保)

当社は、当社システム環境の安全を確保するために、当社システム環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当社は、当社システム環境への不正なアクセス又は本システムの不正な利用を完全に防止することまで保証するものではありません。

第 14 条 (本システムの提供終了)

1. 当社は、本システムの第三者への譲渡(本システムに係る事業の事業譲渡もしくは会社分割に伴い行う場合を含みます。以下同じ。)、その他の当社経営上の事情から、本システムの提供を終了する場合があります。
2. 前項の場合、当社は、契約者に対し、1年以上(ただし、料金プランによって特別の定めがある場合はその定めに従うものとします。)の事前予告期間を設けて、その旨を通知するものとします。ただし、譲渡先である第三者において、実質的に従前どおりの提供条件及びサービスレベルで本システムの提供を継続する場合、この限りではありません。
3. 当社が、本システムの提供を終了する場合、本システム利用契約も終了するものとします。ただし、本システム利用契約上の当社の地位が、第三者に承継される場合は、この限りではありません。契約者は、当社が本システムを第三者へ譲渡することに伴って本システム利用契約上の当社の地位を当該第三者に承継することについて、本規約への同意を以って予め同意するものとします。

第 15 条 (投資家との契約等)

1. 当社は、本システム利用契約に基づいて、契約者に対し、本システムの機能を利用することができるサービスを提供するのみであり、本システム利用契約の締結を理由として、投資家に対し、本システムの機能を利用させる直接的な契約上の義務を負うものではありません。
2. 契約者は、本規約及び本付随条件と整合する内容で投資家が本システムを利用する際に必要な利用条件(契約者が取得する投資家の個人情報に関する取扱い条件を含むものとし、総称して以下「投資家向け利用条件」といいます。)を定め、これを投資家が

明確に理解できるよう予め公表し、投資家向け利用条件に同意した投資家にのみ本システムを利用させるものとします。また、契約者は、投資家が本システムの利用を継続する限り、投資家に対し、投資家向け利用条件を継続して遵守させるものとします。

3. 当社は、投資家向け利用条件が、本規約又は本付随条件と整合しない場合、契約者に対し、それを変更するよう求めることができるものとします。
4. 契約者は、本システムの利用に伴って投資家その他の第三者に損害を与えた場合、又は投資家その他の第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自らの費用と責任でこれを処理、解決するものとします。
5. 契約者が、本システムの利用に伴い、投資家その他の第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合についても、前項と同様とします。
6. 契約者が、本システムを利用して投資家に提供又は伝達する情報は、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第 16 条（再委託）

1. 当社は、本システム利用契約に基づき提供する本システム利用に関する業務の全部又は一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 当社は、前項に基づき再委託した場合、再委託先の選任、監督及び再委託先が契約者による本システムの利用に関して行った業務の結果について、契約者に対し、一切の責任を負うものとします。

第 17 条（本システムに関する権利等）

1. 本システム利用契約に基づいて当社が契約者に提供するソフトウェア、システム、個々のコンテンツ及び当社システム環境に関する著作権等の一切の権利は、当社又は当社にその利用を許諾する第三者（以下「当社ら」といいます。）が保有するものです。
2. 当社は、契約者に対し、本システム利用契約に基づいて、その範囲内で本システムの利用を認めるものであり、契約者に対し、当社らが保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、権利性あるノウハウその他の知的財産権の実施又は使用を許諾するものではありません。
3. 契約者は、第三者に対し、本システムの利用を許諾することはできません。
4. 当社は、契約者が本システムを利用するに当たって当社システム環境に登録したコンテンツ等を、当社が本システムを提供するための目的に限り、当社システム環境上において複製・翻案・自動公衆送信（送信可能化を含みます。）等することができるものとします。
5. 契約者は、本システム利用契約に基づいて当社が契約者に提供するソフトウェア、システム、個々のコンテンツ及び当社システム環境を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます。）、譲渡、貸与又は改造してはなりません。また、契約者は、これらを、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等してはなりません。

第 18 条（データの取扱い）

1. 当社は、サービスレベル仕様書に定める範囲で、契約者又は投資家が当社システム環境に登録・保存したデータ等を保存するものであり、その範囲を超えて、データ等を保存する義務を負うものではありません。
2. 契約者が、前項の範囲を超えてデータの保存を必要と判断する場合、当社システム環境に登録・保存したデータ等を、自ら保存するものとします。なお、当社は、契約者が自ら行うデータ等の保存について、特別なツールや機能を提供するものではありません。
3. 契約者は、本システム利用契約終了後、契約者又は投資家が当社システム環境に登録・保存したデータを、一切参照・閲覧・操作・取得等することができません。契約者は、本システム利用契約が終了する場合であって、契約者が必要とするときは、契約者又は投資家が当社システム環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において必要に応じダウンロードして取得するものとします。
4. 当社は、本システム利用契約の終了後、契約者権限情報及び契約者又は投資家が当社システム環境に登録・保存したデータ等を当社の判断で消去することができます。

第 19 条（個人情報の取扱い）

1. 契約者は、契約者又は投資家が当社システム環境に登録・保存する個人情報の取扱いに関する個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法令（個人情報保護委員会その他監督官庁が定めるガイドラインを含みます。）を遵守し、これに従って管理するものとします。
2. 契約者は、投資家向け利用条件において、契約者が取得する投資家の個人情報の利用目的として当社に対して第三者提供する旨、当社に第三者提供する個人データの項目、その他投資家の個人情報の取扱いに関して当社が必要であると合理的に求める事項を明確に特定して定めるものとします。
3. 当社は、契約者（当社と本システム利用契約を締結した複数の契約者を意味します。）から提供を受けた個人データを、投資家が、一又は複数の契約者に登録した自らの情報を管理することができるサイト（以下、その実際の名称にかかわらず本規約において「マイページ」といいます。）の構築、その他当社が自ら定める個人情報の利用目的の範囲内で利用するものとします。
4. 契約者は、投資家に対し、契約者が投資家向けに設けるウェブサイト上で、マイページについて紹介し、バナーの設置その他適宜の方法を実施することによりマイページの登録画面に誘導するよう努めるものとします。

第 20 条（禁止事項）

1. 契約者は、本システムの利用において次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
 - (1) 不動産特定共同事業法その他の契約者に適用のある法令に違反する状態で、又はこれらに違反する態様で本システムを用いる行為
 - (2) 事実と反する情報を掲載する行為及び投資家を誤認させ又は誤認させるおそれのある情報を掲載する行為
 - (3) 第三者に、本システムの全部又は一部の機能に直接アクセスさせる態様で本シス

テムを利用させる行為

- (4) 当社又は第三者の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 当社又は第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者を差別し、もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、又は当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (7) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為
 - (8) 当社又は第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為、嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為、当社もしくは第三者の電子メールの受信を妨害する行為
 - (9) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
 - (10) 本人の同意を得ることなく又は不適切な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (11) 本システムの利用により利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
 - (12) 当社もしくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、又は、第三者が受信可能な状態におく行為
 - (14) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為、公序良俗に違反する行為
 - (15) 当社がする本システムの提供に支障をきたす行為又はそのおそれのある行為
 - (16) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）がなされているウェブサイトやデータ等へリンクを張る行為
 - (17) 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさしめ、又は、当該第三者の当該行為が存在することを知りながら適切な措置を講じることなく放置する行為
 - (18) その他、当社が不適切であると判断する行為
2. 契約者が前項各号の禁止事項その他本規約に違反した場合、当社が客観的に合理的な理由に基づいて必要と判断した場合、当社は、当該契約者について、以下の措置をとることがあります。ただし、当社はその義務を負うものではありません。
 - (1) 本規約に違反する行為を止め、同様の行為を繰り返さないことを要求すること
 - (2) 本システムの一部又は全部の利用を停止とすること
 - (3) 契約者権限情報を強制的に解除・消去すること
 - (4) 刑事事件、行政事件その他に該当する可能性がある場合、警察その他の公的機関へ通報すること
 3. 当社が前項の措置を行ったことについて、契約者は、理由の如何を問わず何ら異議を述べることはできないものとし、これらの処分により契約者に損害又は損失が生じたとしても、当社は、その損害及び損失を賠償し、又は補償する責任を負わず、会員が既に支払った利用料を返還する責任も負わないものとし、また、契約者は、本システムを利用できなかった期間中についても、本システム利用に関する料金を支払う義務を負うものとし、

第 21 条 (本システムの提供に関する責任)

1. 契約者において、本システムを全く利用することができず（本システムを全く利用できない場合又は本システムの障害が著しく、その障害が全く利用できない程度の場合をいい、以下「利用不能」といいます。）、これによって契約者が損害を被った場合、当社が利用不能であることを知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、次の各号の金額を限度として、契約者に対し、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 利用不能が生じた月の前月から起算して、過去 12 か月間に支払われた月額システム使用料の合計額を 12 で除した金額
 - (2) 利用不能が生じた月の前月から起算して、本システム利用開始日までの期間が 12 か月に満たない場合には、当該期間に支払われた月額システム使用料の合計額を当該期間（月数）で除した金額
 - (3) 上記の期間が 1 か月に満たない場合、当月分の月額システム使用料の金額
2. 本システムの提供条件又はサービスレベルが、サービスレベル仕様書に定める水準を満たさず、当社が、契約者からその改善を求められた後、7 日以内にこれを改善することができず、これにより契約者が損害を被った場合、当社は、前項各号に定める金額を限度として、契約者が被った損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。
3. 利用不能又はサービスレベル仕様書への不適合を理由として、当社が契約者に対して負う法律上の責任は、前二項に定める範囲に限られるものとします。
4. 本条の適用に関して、次の各号に定める事由は、当社の責に帰することができない事由（ただし、これらに限られません。）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害については、法律上の責任を負わないものとします。
 - (1) 計画メンテナンス又は緊急メンテナンスの実施
 - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動、テロ
 - (3) 行政機関、司法機関又は公的機関から業務を停止する旨の命令
 - (4) 契約者システム環境の不具合・故障
 - (5) 当社システム環境に接続するためのネットワーク回線の不具合・故障、その他当社システム環境以外のネットワーク回線又は機器の不具合・故障
 - (6) 第三者提供サービスの不具合・故障
 - (7) 契約者の不正確な操作
 - (8) 当社システム環境に対する第三者の意図的な攻撃、妨害及び不正行為

第 22 条 (料金)

1. 契約者は、本システム利用の対価として、当社に対し、システム導入費用、月額システム使用料、その他の当社が別途定める本システム利用に関する料金（以下「本システム

利用料」と総称します。)を支払う義務を負います。

2. 本システム利用料の額は、当社が別途定める料金表に記載のとおりとします。ただし、本システム利用契約の締結に当たり、契約者と個別にこれと異なる合意をした場合、その合意された金額とします。
3. 契約者は、当社に対し、本システム利用料及びこれに対する消費税等相当額を、本システム利用契約書に定める支払条件に従い、当社に支払うものとします(支払いに要する手数料は契約者の負担とします)。なお、当該支払条件により定まる支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、その翌営業日までに支払うものとします。
4. 契約者が本システム利用契約により生ずる金銭債務の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
5. 当社は、契約者が本システム利用料及びこれに対する消費税等相当額を支払条件どおりに支払わない場合、契約者に催告のうえ、契約者による本システムの利用を停止することがあります。なお、当社は、これにより契約者が損害又は損失を被ったとしても、契約者に対し、一切の責任を負いません。

第 22 条の 2 (システム利用料の改定)

1. 当社は、以下の事由が生じた場合、合理的な範囲でシステム利用料(月額利用料、システム導入費用、その他関連費用を含む)を改定することができるものとします。
 - (1) 本システムに係る機能等の改善・拡張等
 - (2) 第三者提供サービスの価格改定等
 - (3) 経済情勢の変化
 - (4) その他当社が必要と認めた場合
2. 前項に基づきシステム利用料を改定する場合、当社は、改定の 60 日前までに、契約者の連絡担当者に対して、改定後のシステム利用料及び当該改定の実施日を書面又は電子メールにて通知するものとします。
3. 契約者は、第 1 項による改定後の料金に同意しない場合、改定実施日の 30 日前までに書面により当社に通知することで、第 1 項によるシステム利用料の改定実施日の前日を解約日として本契約を解約することができるものとします。
4. 契約者が改定実施日までに前項に基づく解約の意思表示を行わなかった場合、契約者は第 2 項で通知されたシステム利用料の改定に同意したものとみなします。

第 23 条 (権利譲渡等の禁止)

契約者は、本システム利用契約上の地位又はこれに基づく権利義務の全部もしくは一部を、譲渡その他の方法により処分及び第三者に承継させてはならないものとします。

第 24 条 (秘密情報の取り扱い)

1. 本規約において、秘密情報とは、次の各号に定める情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含みます。)で開示された相手方の業務上、技術上又は販売上の情報

- (2) 秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方の業務上、技術上又は販売上の情報であって、開示後7日以内に相手方に書面（電子的形式を含みます。）で提示された情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に当たらないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます。）の責によらずして公知となった情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有していた情報
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発した情報
3. 契約者及び当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、契約者においては本システムの利用のために、当社においては本システムの提供、運営、開発等のために知る必要のある自己の役職員以外に開示、漏洩してはならないものとします。
4. 契約者及び当社は、相手方の秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また、前項の役職員以外の者に閲覧等させないものとします。
5. 前二項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者及び当社は、相手方の秘密情報を第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - (3) 当社が、本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を書面で課して、当社システム環境に関する作業の全部又は一部を第三者に委託する場合
6. 契約者及び当社は、相手方から開示された秘密情報を、本システム利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
7. 契約者及び当社は、本システムの利用又は提供のために必要最小限の範囲で相手方の秘密情報を複製することができるものとします。なお、秘密情報の複製物も、秘密情報として本条の定めが適用されるものとします。
8. 契約者及び当社は、相手方から要求があった場合、又は、本システム利用契約が終了した場合、相手方の秘密情報及び秘密情報が記録された媒体を、速やかに破棄もしくは消去するか、又は相手方に返却するものとします。
9. 契約者及び当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役職員に本条の内容を遵守させるものとします。
10. 本条の規定は、本システム利用契約終了後も3年間有効に存続するものとします。

第25条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者及び当社は、本システム利用契約の締結にあたり、自ら又はその役員（名称の如

何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者)及び従業員(事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するか又はそれを代行する者)が、次の各号に記載する者(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
- (1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為や不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為

第 26 条 (合意管轄)

本システム利用契約に関する契約者と当社の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条 (準拠法)

本システム利用契約の成立及び効力については、日本法を準拠法とします。

以上

2021年9月30日制定

2025年8月15日最終改定

本システム機能一覧

事業者向け機能一覧

| 機能 | 概要 |
|----------------------------------|---|
| 会員（投資家）情報閲覧 | 会員（投資家）情報の登録内容を確認 |
| 反社会的勢力該当性チェック | 外部の反社会的勢力データベースと照合 |
| ファンド情報登録・掲載 | 先着式/抽選式ファンドの募集情報を登録掲載、キャンセル待ち予約受付機能 |
| ファンドステータス変更 | ファンドの募集再開、契約期間延長、早期償還、運用中止の状態を変更 |
| 出資応募者ステータス管理 | 出資応募者の本人確認、成立時書面確認日表示、入金ステータス管理 |
| 各種催促メール配信 | 契約内容確認、入金を期限までに確認できない投資家への催促メール配信機能 |
| 契約成立前書面、匿名組合・任意組合契約書及び財産管理報告書の登録 | 電子交付対象の契約成立前書面、匿名組合・任意組合契約書及び財産管理報告書の登録機能 |
| 電子交付書面管理 | 電子交付された契約成立前書面、匿名組合・任意組合契約書の管理、財産管理報告書のバージョン管理が可能 |
| 入金ステータスの管理 | 投資家からの入金は分別管理 ファンドごとに金融機関の口座を作成 出資金の入金は投資家ごとにステータスを管理 |
| 出資状況 CSV 出力 | 投資家からの出資状況を CSV データで出力可能 |
| 全銀データ作成 | 出資金・配当の返金時の全銀データを自動生成(固定長) |
| 支払調書作成 | 支払調書を一括作成 |
| 利用権限付与機能 | 事業者アカウントに権限を付与する機能 |
| 投資家情報 CSV 出力 | 投資家情報を CSV で出力する機能 |
| 記事（お知らせ） | 案件情報の記事(お知らせ)をサイトにて掲載可能 |
| 問い合わせ確認 | 投資家からの問い合わせメールを一覧で確認、返信する機能 |
| メルマガ配信機能 | メルマガを配信する機能 |
| 用語集設定機能 | 用語集を設定する機能 |

(以下余白)

投資家向け機能一覧

| 機能 | 概要 |
|------------------|--|
| 会員（投資家）登録 | 初回の会員（投資家）登録時に使用 |
| eKYC による本人確認等 | 本人確認、反社会的勢力該当性チェック、口座情報登録などは、会員（投資家）と本システム外の外部業者提供サービスの間で連携され、すべて WEB 上で登録・確認作業が完了 |
| マイナンバー収集 | マイナンバーの収集を本システム外の外部業者提供サービスによって対応 |
| ファンド出資応募 | 募集期間中にファンドへの出資応募が可能 |
| ファンド詳細閲覧 | 出資者を募集する案件の情報を閲覧可能 出資状況のリアルタイム表示 |
| 成立前ファンド出資キャンセル機能 | 成立前のファンド出資をキャンセル |
| 成立前書面の閲覧 | 募集ファンドの詳細が説明された電子交付書面の閲覧 |
| 成立時書面の自動生成、通知機能 | 募集ファンドの詳細が説明された電子交付書面の閲覧、通知 |
| 契約内容確認 | 応募後に匿名組合・任意組合契約書の確定版の電子交付を受け、内容の確認が可能 |
| 電子交付書面確認 | 電子交付を受けた契約成立前書面、匿名組合・任意組合契約書及び財産管理報告書をいつでも閲覧可能 |
| 取引履歴確認 | 出資に関する事業者との取引履歴を管理閲覧、CSV ダウンロード |
| 運用期間確認 | 出資ファンドの運用期間、配当結果の表示 |
| 収益明細 | 出資ファンドの配当に関する結果を表示 |
| サービス利用同意確認機能 | サービス利用に関する個人情報の取扱い等の同意状況の確認が可能 |
| クーリングオフ郵送受付 | 出資確定した日を起算日として 8 日間クーリングオフ申請が可能 |
| 問い合わせ | 事業者へフォームによる問い合わせが可能 |
| FAQ | よくある質問の閲覧が可能 |
| 記事（お知らせ） | 案件情報などの記事(お知らせ)をサイトにて閲覧可能 |
| メッセージ機能 | 会員（投資家）単位でメッセージを表示する |
| サイトマップ表示機能 | 会員（投資家）サイトのサイトマップを表示する |

以上